

# 議案の概要と審議結果 (賛成...○、反対...×)

自無ク=自由民主党・無所属クラブ  
共 産=日本共産党新宿区議会議員団  
新 宿 会=新宿区民の会  
スタ新=スタートアップ新宿

公 明=新宿区議会公明党  
民無ク=立憲民主党・無所属クラブ  
社 民=社民党新宿区議会議員団  
未来会=新宿の明るい未来を創る会

## ○平成30年第1回定例会 (2月15日~3月16日)

議案名		概要	自無ク	公明	共産	民無ク	新宿会	社民	スタ新	未来会	議決結果
予 算 件	平成30年度新宿区一般会計予算	予算額：1,464億1,576万4千円	○	○	×	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区国民健康保険特別会計予算	予算額：382億7,554万9千円	○	○	×	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区介護保険特別会計予算	予算額：239億9,677万2千円	○	○	×	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区後期高齢者医療特別会計予算	予算額：72億279万2千円	○	○	×	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区一般会計補正予算(第1号)	補正予算額：△5億1,371万8千円、補正後予算額：1,459億204万6千円 補正の理由：介護報酬改定等に伴う増、国民健康保険料改定等に伴う減を計上	○	○	×	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	補正予算額：△2億6,911万4千円、補正後予算額：380億643万5千円 補正の理由：納付金額確定に伴う増減を計上	○	○	×	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正予算額：1億4,036万3千円、補正後予算額：241億3,713万5千円 補正の理由：介護報酬改定等に伴う増を計上	○	○	○	○	○	×	×	○	可決
	平成30年度新宿区一般会計補正予算(第2号)	補正予算額：△1,982万円、補正後予算額：1,458億8,222万6千円 補正の理由：新宿区長等の退職手当に関する条例及び新宿区職員の退職手当に関する条例の改正に伴う退職手当の減、障害福祉サービス等報酬改定に伴う増、就労定着支援及び自立生活援助の実施等に伴う増を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区一般会計補正予算(第7号)	補正予算額：△26億4,302万8千円、補正後予算額：1,445億4,799万3千円 補正の理由：執行実績減、スポーツ施設整備基金積立金の増、寄附金の積立金の増、国・都支出金の収入超過に伴う返納金の増、国民健康保険料収入の減等に伴う繰入金の増、橋りょうの整備に要する経費、基金利子・土地建物貸付収入の積立金の増等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	補正予算額：△26億5,550万2千円、補正後予算額：424億8,538万7千円 補正の理由：執行実績減、結核・精神医療給付金の実績増、前期高齢者納付金の実績増等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第4号)	補正予算額：38万9千円、補正後予算額：265億7,209万2千円 補正の理由：介護給付準備基金積立金の増を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成29年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	補正予算額：△1億813万6千円、補正後予算額：69億3,480万1千円 補正の理由：納付金等の確定に伴う実績減、保険料還付金の実績増を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
区 長 提 出 議 案 件	区長提出議案(50件)	区長提出議案(50件)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区職員定数条例の一部を改正する条例	職員の定数を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区一般職の任期付職員の採用に関する条例	専門的な知識経験が必要とされる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務等に期間を限って従事させる一般職の任期付職員の採用に必要事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成29年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	「大気汚染防止法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例	「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、応急措置の業務等に従事した者に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	空き家等の適正な管理をより一層推進するため、新宿区空き家等適正管理審査会の所掌事務、委員の人数等について所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区印鑑条例の一部を改正する条例	機構経由端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付(いわゆるコンビニ交付)を受けることができることとする。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部を改正する条例	機構経由端末機を利用して住民票の写しの交付を請求し、その交付(いわゆるコンビニ交付)を受けることができることとする。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例	手数料の額(1通につき300円)について、機構経由端末機による交付(いわゆるコンビニ交付)の場合にあつては、1通につき200円とする。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区スポーツ施設整備基金条例	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機にスポーツ施設を整備することにより、スポーツへの区民の参加を促進するため、新宿区スポーツ施設整備基金を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立心身障害者通所訓練施設条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成32年度末まで継続することとする。また、同法の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護、就労継続支援及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成32年度末まで継続することとする。また、同法の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立福祉作業所条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく就労継続支援及び食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成32年度末まで継続することとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立新宿生活実習所条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護及び短期入所並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成32年度末まで継続することとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく短期入所、自立訓練及び宿泊型自立訓練に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成32年度末まで継続することとする。また、同法の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	「所得税法」の改正に伴い、引用する用語「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。また、社会保障制度改革による「介護保険法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における指定介護予防認知症対応型共同生活介護において、身体的拘束等の更なる適正化を図るための措置を講ずることを義務付ける。また、社会保障制度改革による「介護保険法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	地域主権改革による「介護保険法」の改正に伴い、新宿区における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区児童育成手当条例の一部を改正する条例	「所得税法」の改正に伴い、引用する用語「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	「所得税法」の改正に伴い、引用する用語「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	「児童福祉法」に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに食事の提供に係る利用者負担額について区が独自に行ってきた軽減措置を、平成32年度末まで継続することとする。また、同法の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例	がん検診の利用の促進を図るため、その検診費用を無料とする時限的な特例措置を平成31年3月31日まで継続する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、住所地特例の適用を受ける国民健康保険の被保険者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合は、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者としてとることとされたことに伴い、新宿区が保険料を徴収すべき被保険者について所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立公園条例の一部を改正する条例	「都市公園法」及び「同法施行令」の改正に伴い、公園施設の設置に係る基準を定める。また、公園トイレのバリアフリー化を推進するため、公園施設の建築面積の基準について改める。	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
	新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	新宿駅東口地区地区計画の都市計画決定に伴い、本条例の適用区域に「新宿駅東口地区地区整備計画」の区域を追加するとともに、当該区域内における建築物について、制限事項を定める。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により風俗営業から除外された客にダンスをさせる営業について、地区整備計画の区域内において用途の制限を行うため所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立住宅管理条例の一部を改正する条例	特定住宅の入居を促進するため、使用資格である所得金額の上限額を引き上げる。また、入居時の負担感を軽減させるため連帯保証人及び敷金の取扱いについて見直しを行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成29年特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の扶養手当の月額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案名		概要	自無ク	公明	共産	民無ク	新宿会	社民	スタ新	未来会	議決結果	
	新宿区介護保険条例の一部を改正する条例	第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの保険料率の基準額(月額)を改める。また、社会保障制度改革による「介護保険法」の改正に伴い、新宿区における指定居宅介護支援事業者の指定に係る要件を「法人」と定め、「介護保険法施行令」の改正に伴い、土地・建物等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得があった場合における介護保険料の段階の判定について、合計所得金額から当該譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとする。	○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例	「国民健康保険法」及び同法施行令の改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定の基準を改め、基礎賦課額等の保険料率を改定する。また、保険料の減額の対象となる所得基準額を引き上げることにより、減額対象世帯を拡大する。	○	○	×	○	○	×	○	○	可決	
	新宿区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給割合を引き下げる。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	民間との較差を解消する観点から職員の退職手当の基本額及び調整額について所要の見直しを行うとともに、懲戒免職処分等に係る退職手当の扱いを変更する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	その他(3件)	訴訟上の和解について	新宿区立の地域センター内で発生した負傷事故に係る損害賠償請求事件について和解する。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、関係地方公共団体との協議により、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		特別区道の路線の認定について	起点:高田馬場三丁目493番6地先 終点:高田馬場三丁目480番1地先	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	諮問	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について	中村雅 氏	○	○	○	○	○	○	○	○	決定
	議員提出議案(8件)	条例の制定・改正(6件)	新宿区商店リニューアル資金の助成に関する条例	区内の店舗で事業を行う者の競争力を強化し、地域経済の振興を図るため、店舗のリニューアルに係る費用の一部を助成する。	×	×	○	×	×	×	×	否決
			新宿区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	精神障害者の福祉の増進及び経済的自立への支援を図るため、精神障害者に対し障害者福祉手当を支給する。	×	×	○	○	×	○	×	否決
新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例を廃止する条例			区民の検診受診の促進を図るため、保健事業の利用に係る使用料等を無料にする。	×	×	○	×	×	○	×	否決	
新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例			多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以下の子に係る保険料の被保険者均等割額を免除する。	×	×	○	×	×	○	×	×	否決
新宿区立住宅管理条例の一部を改正する条例			住宅を確保することが困難な区民に対し快適な住まいを提供するため、特定住宅の空き室を低所得者向け住宅に転用する。	×	×	○	×	×	×	×	×	否決
新宿区学校給食費に係る助成金の交付に関する条例			保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を推進するため、区立の小学校、中学校等に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食費に係る助成金を交付する。	×	×	○	×	×	○	×	×	否決
意見書(2件)		「地方消費税」の清算基準見直しの再考を求める意見書	新宿区をはじめとする特別区は、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、多くの課題を解決していかなければならない一方、身を切る行政改革に取り組み、行政のスリム化を図るとともに、限りある財源の中で住民福祉の向上に努めているところである。今般の平成30年度税制改正において、地方消費税清算基準の不合理な見直しが行われ、特別区の減収額は約380億円、10%段階においては約485億円となる。しかし、地方税に地方交付税等を合わせた人ロ一人当たりの収入を比較すると、東京都はほぼ全国平均であり、既に偏在は調整されているといふべきである。新宿区をはじめとする全国の各地域が、共に発展するような税制や財源上の更なる調整機能のあり方や地方税の原理・原則を根本的に検討することを強く要望し、今回の見直しについては再考を求めるものである。	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書	新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せている。しかしながら、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては、様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。政府においては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう下記について措置するよう求める。 1 地域の面的、一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。 4 バリアフリー法改正後、速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。	○	○	○	○	○	○	○	可決	